

## 競技用車いす等レンタル規程

### 1. 目的

一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟（以下、連盟）は、連盟が所有する競技用車いす等を貸出することにより、障がい者や健常者が車いすハンドボールを体験し、競技を始めるきっかけ作りや、地域で日常的に運動・スポーツに取り組める環境整備に寄与することを目的とする。

### 2. 貸出用具

貸出用具については、次のとおりとする。

用具名	数量		備考
	東地区	西地区	
競技用車いす	10台	10台	B-MAX AJ 27"SPINERGY 付5台 B-MAX AJ 25"SPINERGY 付5台
簡易ゴール	1組	1組	H1D000-BW
デジタルタイマー	1台	1台	UZ0110
ハンドボール1号球	6個	6個	H1D4000-BW
ハンドボール2号球	12個	12個	H2X5001-BW

### 3. 対象者

使用者は、障がいのある個人、その他連盟が認めた者とする。

※使用者が18歳未満の場合及は、保護者の方等を申請者としてください。

### 4. 貸出の条件

- (1) 使用目的が、学校体育授業や課外活動、競技をはじめのきっかけ作りや、地域で日常的に運動・スポーツに取り組める環境作りであり、営利目的ではないこと。
- (2) 貸出時に、申請者もしくは使用者が使用方法に関するレクチャーを受けること。
- (3) 連盟に許可なく第三者に貸与することはできない。

### 5. 貸出期間・台数

- (1) 貸出期間は、貸出日・返却日を含めて要相談とする。
- (2) 貸出期間の延長、台数及び回数等については、要相談とする。

### 6. 申請及び決定

- (1) 申請書（様式1）に必要事項を記入し、連盟に提出すること。用具貸出が決定した場合、連盟は決定通知書（様式2）により、申請者に通知する。
- (2) 申請期間は、3か月前の月の初日から原則1か月前までとする。なお、貸出期間が同一の申込みが複数あった場合は、原則として初回利用者を優先とし、先着順とする。
- (3) 貸出期間の延長を希望する場合は、返却日14日前から7日前までに申請すること。

## 7. 用具の貸出及び返却方法

貸出・返却は、該当地区担当が立会いの下、用具の損傷・破損などがいないか点検を行い、直接、受け渡しを行うものとする。

### 【地区担当】

東地区： 中島昭博

西地区： 安田孝志

【対応時間】 平日 9：00～16：00（受付 15：00 まで）

## 8. 費用等

- (1) 競技用車いすは、1 台当たり 2 日 1,000 円とする。それ以上の場合は 1 日につき 500 円加算とする。
- (2) その他の用具は無償とする。
- (3) 貸出時に車いすフィッティング等の取扱いのレクチャーを受けること。
- (4) 運搬費用については、使用者が負担すること。

## 9. 用具の維持管理

- (1) 貸出期間中の用具の維持管理については、申請者が行うものとする。
- (2) 用具は、屋内で保管すること。
- (3) 貸出用具に損傷・破損・損失などが生じた場合は、速やかに連盟に連絡し、状況によっては、申請者に対して修繕費もしくは同等の製品を請求する場合がある。また、修繕等の対応については連盟と協議の上で行うこととする。

## 10. 安全管理

申請者は、使用者等の安全確保に十分配慮するものとし、貸出した用具により万一事故等が発生したときは、申請者の責任において対応するものとする。

### 【問合せ・申請先】

東地区：一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟専務理事 中島昭博

E-Mail zhongdaozaobo@gmail.com TEL 080-1844-4406

〒025-0065 岩手県花巻市星が丘 2-11-9

西地区：一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟総務委員 安田孝志

E-Mail t-yasuda@pt-si.aino.ac.jp

〒527-0145 滋賀県東近江市北坂町 967 びわこリハビリテーション専門職大学